

令和4年12月23日開会

令和4年12月23日閉会

志太広域事務組合議会

12月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

令和4年12月志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 12月23日（金曜日）	
1. 出席議員	2
2. 出席説明員	2
3. 職務のため出席した職員	2
4. 議事日程	4
5. 開会	5
6. 開議	5
7. 会議録署名議員の指名	5
8. 諸般の報告	5
9. 会期の決定	5
10. 第11号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第1号）から第13号議案 地方公務員法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまで	
（1）提案理由の説明	6
（2）質疑	10
（3）討論	11
（4）採決	11
ア、第11号議案（賛成総員・可決）	11
イ、第12号議案（賛成総員・可決）	11
ウ、第13号議案（賛成総員・可決）	11
11. 閉議・閉会	11

1 2 月 2 3 日 (金曜日)

令和4年12月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 12月臨時会会期 12月23日（金） 1日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
12月23日	金	本会議 ○開会・開議 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○第11～13号議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午後3時00分） ○全員協議会（午後3時15分）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	鈴木岳幸	議員	(藤枝市議会議員)
6番	平井登	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
11番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
12番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
15番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
16番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管理者	中野弘道	(焼津市長)
副管理者	北村正平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友山眞	
事務局長	曾根俊則	
事務局次長	佐藤裕	
消防長	大橋充	
消防次長	増田好憲	

○監査委員 大畑秀久

○職務のため出席した職員

書	記	片 瀬 能 彰 (焼津市議会事務局庶務課長)
書	記	長谷川 貴 紀 (焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書	記	岩 崎 晋 也 (焼津市議会事務局議事担当主査)

令和4年12月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／令和4年12月23日（金）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

(1) 例月出納検査結果報告の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 第11号議案 令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第12号議案 令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）

第13号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

以上 3件上程（提案理由の説明）

1 質疑

2 討論

3 採決

第6 閉議・閉会

午後 3 時30分開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、令和 4 年12月志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本臨時会の会議録署名議員には、7 番 村松幸昌議員、9 番 多田 晃議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から法令に基づく報告書及び提出書類 3 件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

〔監査委員報告〕

- | | | | |
|---|--------------|-------------|-------------|
| 1 | 志太広域（監）第 7 号 | 令和 4 年 8 月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 | 志太広域（監）第 8 号 | 令和 4 年 9 月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 3 | 志太広域（監）第10号 | 令和 4 年10月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（池谷和正議員） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長（池谷和正議員） それでは、日程に入ります。

日程第 1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

○議長（池谷和正議員） 日程第 2. 第11号議案、令和 4 年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 4. 第13号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの 3 件を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました第11号議案から第13号議案までの3議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、第11号議案、令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,117万3,000円減額し、予算総額を59億1,982万7,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、分担金及び負担金8億1,343万4,000円を減額し、繰越金4億1,959万6,000円を増額、諸収入を266万5,000円増額しようとするものであります。

歳出では、旧藤枝環境管理センター及び旧大井川環境管理センターの解体工事費4億8,200万円を減額する一方、施設運営に係る光熱費の増加等のため7,695万4,000円を増額し、衛生費4億504万6,000円を減額しようとするものであります。

さらに、施設運営に係る光熱費の増加等のため、消防費1,387万3,000円を増額しようとするものであります。

また、このほか繰越明許費の設定、債務負担の補正を行おうするものであります。

次に、第12号議案、令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189万5,000円増額し、予算総額を2億3,269万5,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、分担金及び負担金804万7,000円、使用料及び手数料156万円をそれぞれ減額し、繰越金1,095万円を増額しようとするものであります。

歳出では、学校施設運営に係る光熱費及び施設修繕料の増加により、看護専門学校費189万5,000円を増額しようとするものであります。

次に、第13号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、地方公務員法の改正に伴い、定年年齢の引上げ等に対応するため、関係条例を改正しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 事務局長。

(登壇)

○事務局長（曾根俊則） それでは、私から、第11号議案から第13号議案までの3議案について、補足の説明をさせていただきます。

初めに、第11号議案、令和4年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についてです。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億9,117万3,000円を減額し、予算総額を59億1,982万7,000円とするものです。また、併せて繰越明許費の設定及び債務負担行為の変更を行おうとするものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず、1款1項1目の分担金について、前年度繰越金の確定、各施設の光熱費及び廃乾電池処理委託料の増額、また、旧し尿処理施設解体工事費の皆減により8億1,343万4,000円減額し50億6,940万2,000円に、6款1項1目の繰越金について、令和3年度繰越金の確定により4億1,959万6,000円増額し4億2,959万6,000円に、また、7款2項1目の雑入について、光熱費の増額に伴う焼津市消防防災センター施設管理に関する焼津市からの負担金の増加により266万5,000円増額し、1,655万2,000円にしようとするものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず、3款1項1目の斎場会館管理費について、施設運営に係る光熱費を料金単価の高騰により1,800万円増額し、1億7,106万1,000円にしようとするものです。

次に、3款2項2目のごみ処理費について、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの施設運営に係る光熱費を料金単価の高騰により5,532万円、小型充電式電池の処分量の増加による廃乾電池処理委託料を246万6,000円それぞれ増額し、17億5,153万5,000円にしようとするものです。

次に、3款2項3目の最終処分費について、藤守最終処分場及び助宗最終処分場の施設運営に係る光熱費を料金単価の高騰により116万8,000円増額し、2,875万5,000円にしようとするものです。

次に、3款2項4目のし尿処理費について、旧藤枝環境管理センター及び旧大井川環境管理センターの解体費で、令和4年度予算として計上していた前払金などの支払いが

解体工事実施事業者との協議により令和5年度での支払いとなったことにより、4億8,200万円減額し6億490万4,000円にしようとするものです。

なお、両工事の契約金額及び工期の変更はございません。

12ページ、13ページをお願いいたします。

次に、4款1項1目の常備消防費について、各消防署及び分署の施設運営に係る光熱費を料金単価の高騰により1,387万3,000円増額し、24億7,773万7,000円にしようとするものです。

少し戻りますけれども、4ページをお願いいたします。4ページでございます。

繰越明許費についてであります。国庫補助事業費により整備する化学消防ポンプ自動車について、世界的な半導体不足に加え、ベース車両の製造メーカーによる排ガス関連の不正問題が発生いたしました。これらの影響によりベース車両の出荷が一時的に停止されたため車両の製作工程に遅延が生じ、年度内の納車が見込めなくなったことから、令和4年度予算を翌年度に繰り越そうとするものです。

5ページを御覧ください。

債務負担行為補正についてであります。旧藤枝環境管理センター及び旧大井川環境管理センターの解体工事費において、先ほど御説明しました令和4年度分の解体工事費の減額に併せ、令和5年度を期間とした債務負担行為の限度額を旧藤枝環境管理センター解体工事費につきましても5億380万円に、旧大井川環境管理センター解体工事費につきましても6億500万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

次に、第12号議案、令和4年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)についてです。

補正予算書の17ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ189万5,000円を追加し、予算総額を2億3,269万5,000円とするものです。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず、1款1項1目の分担金について、学校施設修繕料及び光熱費の増額、また、前年度繰越金の確定により592万8,000円減額し1億5,393万2,000円に、1款2項1目の看護学校事業負担金について、同じく学校施設修繕料及び光熱費の増額、また前年度繰越金の確定、そのほか焼津市、藤枝市の交付税需要額の確定により211万9,000円減額し4,983万6,000円に、2款1項1目の看護専門学校使用料について、

生徒数の確定及び就学支援に係る授業料の減免により156万円減額し1,496万5,000円に、3款1項1目の繰越金について、令和3年度繰越金の確定により、1,095万円を増額し1,195万円にしようとするものです。

24ページ、25ページをお願いいたします。

4款1項1目の雑入について、学校所在地の焼津市に交付税として措置される就学支援に係る授業料減免交付金の増額により、55万2,000円増額し141万2,000円にしようとするものです。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款1項1目の学校庶務費について、学校施設の修繕料及び施設運営に係る光熱費を189万5,000円増額し、9,144万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第13号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案集の1ページ、併せて参考資料の1ページから10ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正による職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年、60歳以降の給与月額7割措置、定年前再任用短時間勤務制、60歳以後定年前に退職した場合の退職手当の特例等の導入に伴い、関係する4本の条例について改正または廃止をし、一部を除き令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、第1条による志太広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正は、第3条で職員の定年の年齢を65歳とし、次の2ページ、3ページにわたりますが、第4条で公務の運営に著しい支障が生じる職員の定年退職の特例を定め、3ページから4ページの第6条及び7条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年の対象範囲を、管理職手当の支給を受ける者及び給料表の6級の者とし、また、役職定年を60歳と定め、5ページから7ページにわたります第9条では、公務の運営に著しい支障が生ずる場合の管理監督職の上限年齢の特例を定め、次の7ページから8ページにわたります第12条

では、60歳に達した以降、退職した者について、その者が65歳に達するまでの間については、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができることとするものでございます。

このほかでは、8ページの附則第2項にございますように、65歳の定年制度が完成する令和13年4月1日までの間の定年年齢についての経過措置を設けるほか、第3項は、当分の間、60歳になる職員に対して定年年齢引上げに関する必要な情報を提供し、勤務の意思を確認することを努力義務とするものでございます。

次に、第2条による志太広域事務組合職員の再任用に関する条例の廃止は、定年前の再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、従来の再任用制度を廃止するものです。

それでは、新旧対象表の9ページをお願いいたします。9ページです。

次に、第3条による志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法の改正による条項ずれを整理するものでございます。

10ページをお願いいたします。

次に、第4条による志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、条文中の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるほか、地方公務員法の改正による条項ずれ及び字句の整理をするものでございます。

以上、11号議案から13号議案につきましての補足の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池谷和正議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の3議案に対して質疑のある議員は議長まで通告願います。

午後3時51分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の3議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告はありませんので、質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の3議案に対して討論のある議員は議長まで
通告願います。

午後3時52分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の3議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告はありませんので、討論はないものと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、第11号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第11号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第12号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第12号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第13号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、第13号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和4年12月志太広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後3時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

池谷和正

会議録署名議員

村松幸高

会議録署名議員

多田晃